

尾張旭市監査公表第4号

令和5年12月27日付け尾張旭市監査公表第25号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年1月4日付け5給第126号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 たかし

教育委員会学校給食センター

監査の指摘事項	措置状況
排気設備保守点検業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を締結しているが、尾張旭市契約規則第25条に規定する随意契約によることができる委託業務の金額を超えている。	指摘事項については、今後の契約事務において、随意契約ガイドライン及び尾張旭市契約規則に基づき適正に行うよう改めます。